

空港予定地内所在遺跡の名称の変更について

新田 浩三

1. はじめに

新東京国際空港予定地内所在遺跡の遺跡名称は、これまで遺跡名称の認識において混乱が生じてきた。

この混乱を解消するために、『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書VII』(1993 財団法人千葉県文化財センター)において、遺跡名称の変更を行なったが、遺跡名称の変更の理由については不十分なものであった。そこで、本文において、遺跡名称の変更の経緯・理由等については詳しく触れ、遺跡名称の変更の必要性を理解していただき、新遺跡名称が継続的に用いられ、定着するようになることを目的とする。

2. 遺跡名称混乱の原因

混乱が生じてきている主な原因として、以下の点があげられる。

- ①遺跡名称が系統だててつけられていないこと。
- ②遺跡名称を継続的に用いていないこと。
- ③同一遺跡でありながら複数の遺跡名称が使われていること。
- ④遺跡名称の認識が困難であること。

このような状況であったので、空港予定地内所在遺跡の遺跡名称について検討を試みた結果、これまでの遺跡名称のつけ方の経緯をふまえて、遺跡名称を新たに付けて遺跡名称を整理する必要があるという結論にいたった。

また、今後報告予定の空港予定地内の遺跡数は14遺跡あり、報告書刊行予定数も十数冊にもなり、これまでに報告された遺跡数・報告書冊数の約3倍にもものぼることになっている。現段階において、空港予定地内の遺跡名称の混乱を整理しておかないとますます混乱をきたすことが予想される。このように、今後のことを考慮にいれても、新たに遺跡名称をつける必要があった。

3. 空港予定地内所在遺跡における遺跡名称のつけ方の経緯

(1) 遺跡名称の経緯の概要

空港予定地内の報告書は『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書VII』までに5冊刊行されている。また、空港予定地内の遺跡が含まれる遺跡分布図が6冊刊行されている。

これら空港予定地内所在の遺跡名称がどのようにつけられてきたかを振り返ってみて、今後の問題点を抽出してみることにする。

(2) 『新東京国際空港関係予定地区内遺跡分布調査報告書』(1970 千葉県教育委員会)

本報告書では、「**遺跡 (No***)」という遺跡名の表記をしている。この時点で遺跡名と併記して、初めて遺跡番号を「No***」で表示している。しかしながら、遺跡名のつけ方が大字名、小字名、あるいは、その他に基づいてつけられており、遺跡名称の表記方法が何に基づいて表記するのか明確でなかったのである。また、遺跡番号と遺跡名の対応関係が明確でない遺跡も認められる。そのうえ、遺跡の所在地が明確でなく、明らかに所在地とは異なる字名に基づいて遺跡名をつけている遺跡もあった。

(3) 『三里塚—新東京国際空港用地内の考古学的調査—』(1971 財団法人千葉県北総公社)

本報告書は、遺跡名を前報告書においてつけられた遺跡番号で表記する「No***遺跡」は基本的には踏襲された。大字名、小字名、その他に基づいた「**遺跡」は用いられていない。そのため「No***遺跡」としか表記せず、何の「No***遺跡」であるか明確でない。この遺跡命名方法の整備が行われなかったことが、この後の遺跡名称の混乱の大きな要因といえよう。

また、No 3 と No 14 と識別した広大な区域は、それぞれ「No 3 遺跡群」と「No 14 遺跡群」としてと

らえているが、「No 3 遺跡群」の中に「No 3 遺跡」・「No 51 遺跡」・「No 52 遺跡」が含まれ、「No 14 遺跡群」の中に「No 14 遺跡」・「No 55 遺跡」・「No 56 遺跡」が含まれるとしているが、それぞれの遺跡範囲が明確に示されておらず、個別に遺跡を識別することが困難な遺跡であった。

(4) 『木の根』(1981 財団法人千葉県文化財センター)

本報告書においても、『三里塚』においてみられたような混乱が生じている。本報告書の中では「No 5 遺跡」、「No 6 遺跡」が記載されているが、遺跡名称を用いる場合、何の「No 5 遺跡」、「No 6 遺跡」なのか明確には記載されていない。そのため、「No 5 遺跡」と「No 6 遺跡」を両方合わせて「木の根遺跡」と認識する人や、「木の根No 5 遺跡」、「木の根No 6 遺跡」と認識する人、「No 6 遺跡」の方だけ「木の根遺跡」と認識する人、あるいは「三里塚No 5 遺跡」、「三里塚No 6 遺跡」と認識する人などいろいろ混乱が生じている。

(5) 『新東京国際空港埋蔵文化財調査報告書Ⅲ－No.14遺跡－』(1983 財団法人千葉県文化財センター)

『新東京国際空港埋蔵文化財調査報告書Ⅳ－No. 7 遺跡－』(1984 財団法人千葉県文化財センター)

『新東京国際空港埋蔵文化財調査報告書Ⅴ－No. 2 遺跡・No.10遺跡－』(1985 財団法人千葉県文化財センター)

これら3冊においても、『三里塚』、『木の根』においてみられたような混乱が生じている。何の「No * * 遺跡」なのか明確には表示されていない。例えば、「三里塚No * * 遺跡」、「空港No * * 遺跡」、「新東京国際空港No * * 遺跡」等、どのようにして遺跡名を表記するのか提示されていない。

(6) 『成田市文化財分布調査報告書』(1974 成田市教育委員会)

『千葉県多古町埋蔵文化財分布地図』(1981 多古町教育委員会)

『芝山町の遺跡－芝山町埋蔵文化財包蔵地所在調査報告書－』(1982 芝山町教育委員会)

これら市・町教育委員会刊行の遺跡分布地図に

おいては、大きく分けて①・②の2つの傾向がある。

① それぞれの市・町において遺跡名称をつけている場合… [成田市・芝山町]

② 空港予定地内の遺跡分布・名称には触れていない場合… [多古町]

①のようにそれぞれの市・町でつけられた遺跡名称は、『三里塚』においてつけられていた遺跡名称と一部一致する名称があるが、ほとんどの遺跡名称は一致してはいない。このように、ここにおいても、新たに別の遺跡名称が加わり混乱が生じてきている。

新たにつけた遺跡名称が系統だててつけられたものであれば、それを継承していけば良いと思われるが、必ずしもそのような経緯でつけられたものではないようである。例えば、成田市の場合、『成田市文化財分布調査報告書』において小字名の遺跡名称を用いているが、現在は大字小字名の遺跡名称につけ替えている。

このように、空港予定地内の遺跡名称が千葉県文化財センター・成田市・芝山町・多古町において個別に使われている状況であったので、成田市・芝山町・多古町の各教育委員会に空港予定地内の遺跡名称の検討について相談に伺った結果、空港予定地内の遺跡の遺跡名称を千葉県文化財センターでつけても別段問題はないのではないかという話を聞くことが出来た。その場合、遺跡名称の経緯とつけ方がわかるものにしておく必要があるということであった。

(7) 『千葉県埋蔵文化財分布地図(1)－東葛飾・印旛地区－』(1985 千葉県教育委員会)

『千葉県埋蔵文化財分布地図(2)－千葉市・香取・海上・山武地区－』(1986 千葉県教育委員会)

これらの遺跡分布地図は、空港予定地内の遺跡に対して、「三里塚No * * 遺跡」、「三里塚No * * 遺跡(* * 遺跡)」、「小字遺跡」等の遺跡名の表記がみられ、遺跡名称のつけ方に統一がとられていない。また、各市・町の遺跡分布地図の遺跡名称の整合性もなく、ますます遺跡名称に混乱が生じる結果になっている。

(8) 遺跡名称の経緯からみた現状の課題

(2)～(7)において遺跡名称の経緯をみてきて最も問題になるのは、遺跡名称を系統だててつけてないことである。また、遺跡名称をつけたとしても、遺跡名称を継続的に用いておらず、同一遺跡でありながら複数の遺跡名で呼ばれているという現状がある。

このような経緯から遺跡名称を新たに付けて遺跡名称を整理する必要が生じてきた。

4. 新遺跡名称のつけ方の原則とその表記方法

(1) 通常の遺跡名称のつけ方

現在遺跡名称は、通常「小字遺跡」、あるいは、「大字小字遺跡」でつけている。特に最近では、遺跡名称が重複することを避け、地域が明確になるように、大字小字名で遺跡名を表示することが多くなってきている。空港予定地内の遺跡の大半を占める成田市においても、現在では「大字小字遺跡」の表記方法で遺跡名称をつけるようにしている。

(2) 遺跡名称の識別

遺跡名称の識別において、「No* *遺跡」という数字の表示ではきわめて識別する事が困難になる場合がある。しかも、多くの数字のついた遺跡群の遺跡名を識別する場合、混乱が生じる可能性が非常に高い。このような意味からも、遺跡名称は、数字でつけることは避ける必要があるように思われる。

(3) 新遺跡名称のつけ方の原則

① 新遺跡名称のつけ方

新たに付ける遺跡名称は大字小字名を用いて「大字小字遺跡」と表記する。

② 「No.3遺跡」、「No.14遺跡」について

『三里塚』で使われていた「No.3遺跡」、「No.14遺跡」においては、遺跡の認定方法の基準が異なっており、しかも、この中にあるとされる「No.51遺跡」、「No.52遺跡」、「No.55遺跡」、「No.56遺跡」の遺跡範囲が明確でなかった。

今後は、「No.3遺跡」については、「No.51遺跡」と「No.52遺跡」を「No.3遺跡」に含めることにする。また、「No.14遺跡」についても、「No.55遺跡」と「No.56遺跡」を「No.14遺跡」に含めることにす

る。しかしながら、『三里塚』の報告書において「No.51遺跡」、「No.52遺跡」、「No.55遺跡」、「No.56遺跡」と表記されていることから、遺跡名称の経緯がわかるように「東三里塚吉野台遺跡（空港No.3・51・52遺跡）」、「古込遺跡（空港No.14・55・56遺跡）」と表記する。

③ 製鉄遺跡について

「No.60遺跡」、「No.61遺跡」の調査の際に新規に発見された斜面の製鉄遺構について、新規の遺跡発見として、それぞれ「取香製鉄遺跡」、「御幸畑製鉄遺跡」として調査を行った。しかしながら、製鉄遺跡として認識した場合、それぞれの製鉄遺跡においては、台地上にも製鉄に関する遺構が出土している。その結果、台地上においては、Noでつけられた遺跡名称と製鉄名でつけられた遺跡名称が重複することになる。このことは、遺跡を遺跡の性格・時代・出土遺物をもとにつけた結果生じたことである。このような類例は、貝塚・低湿地の遺跡名称においても同様の混乱が生じている。

このようなことから、遺跡名称の重複を避けるため、製鉄が出土している部分についても台地上でくくった遺跡の範囲が広がったという解釈をとり、台地上につけた遺跡名称をつける方法が適切かと思われる。これにより「No.60遺跡」と「取香製鉄遺跡」は「取香和田戸遺跡（空港No.60遺跡）」に含まれることになり、「取香製鉄遺跡」の名称はなくなり、「取香和田戸遺跡（空港No.60遺跡）」の中に製鉄関連の遺構があるという認識をすることにする。「御幸畑製鉄遺跡」においても同様の認識をすることにする。

(4) 成田市・芝山町・多古町教育委員会の遺跡名称のつけ方

成田市・芝山町・多古町の教育委員会の方とは、事前に遺跡名称のつけ方について話し合った結果、空港予定地内所在の遺跡の名称について千葉県文化財センターで新たに付けても別段かまわないということであった。

空港予定地内の遺跡の大半を占める成田市所在の遺跡名称については、成田市教育委員会では、『成田市文化財分布調査報告書』において小字名を採り「小字遺跡」と遺跡名称をつけていたが、今後は大字小字名を採り「大字小字遺跡」と遺跡名称をつけ替えるという意向であった。成田市所

第 1 表 空港予定地内所在遺跡の新遺跡名称と遺跡名称の経緯 (1)

新 遺 跡 名 称	遺跡 No.	旧遺跡名称 『新東京国際空港関 係予定地内遺跡分布 調査報告書』 1970.3	旧遺跡名称 『その他』	所 在 地					備 考	
				郡市	町	大字	小字	番地		引用参考
いわやまおしほり 岩山押堀遺跡 (空港No.1 遺跡)	1	押堀遺跡		山武郡	芝山町	岩山	押堀		地籍図	
いわやまなかぶろ 岩山中袋遺跡 (空港No.2 遺跡)	2	岩山西部遺跡		山武郡	芝山町	岩山	中袋	2016他	報告書V	『報告書V』報告済 平成4～6年度調査分が未報告
ひがしきりつやしののけ 東三里塚吉野台遺跡 (空港No.3・51・52遺跡)	3	東三里塚吉野台遺跡		成田市		ひがしきり塚	吉野台		地籍図	『三里塚』報告済 No.51・52遺跡を含める
みなみさんりつみやぎの 南三里塚宮園遺跡 (空港No.4 遺跡)	4	長原遺跡		成田市		みなみさんりつ塚	宮園	6他	発掘届	『報告書VII』報告済
きのねのきねの台 木の根東台遺跡 (空港No.5 遺跡)	5	木の根南部遺跡		成田市		木の根	東台	217他	発掘届	『木の根』報告済
きのねのきたみ 木の根拓美遺跡 (空港No.6 遺跡)	6	木の根北部遺跡		成田市		木の根	拓美	192他	発掘届	『木の根』報告済、昭和63年度 調査分は『報告書VII』報告済
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田中横堀遺跡 (空港No.7 遺跡)	7	横堀西南部遺跡		山武郡	芝山町	香山新田	中横堀	101-2他	発掘届	『報告書IV』報告済
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田中横堀遺跡 (空港No.7 遺跡)	7		横堀たたら遺跡 『研究紀要7』	山武郡	芝山町	菱田	上金沢	1565	地籍図	香山新田中横堀遺跡に含める 『報告書VII』報告済
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田念仏面遺跡 (空港No.8 遺跡)	8	念仏面遺跡		山武郡	芝山町	香山新田	念仏面		地籍図	
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田安戸台遺跡 (空港No.9 遺跡)	9	小屋場台遺跡		山武郡	芝山町	香山新田	安戸谷	128-1他	発掘届	小屋場台は異なる地点
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田新山遺跡 (空港No.10遺跡)	10	横堀北部遺跡		山武郡	芝山町	香山新田	新山	106他	報告書V	『報告書V』報告済 他に平成元年度調査分が未報告
ひとくさだ 甚部衛山北遺跡 (空港No.11遺跡)	11	一锹田北部遺跡		香取郡	多古町	ひとくさだ	甚兵衛山	472-2他	発掘届	
ひとくさだ 甚部衛山南遺跡 (空港No.12遺跡)	12	館造踏鞴遺跡		香取郡	多古町	ひとくさだ	甚兵衛山	454-22他	発掘届	『研究紀要10』 一部掲載
ふるさとのあさひの台 古込朝日台遺跡 (空港No.13遺跡)	13	古込朝日台遺跡		成田市		ふるさとの 古込	朝日台		地籍図	『三里塚』報告済 朝日台が正しい小字
ふるさとの 古込遺跡 (空港No.14・55・56遺跡)	14	古込北部遺跡		成田市		ふるさとの 古込	古込	6他	発掘届	『三里塚』『報告書III』報告済 No.55・56遺跡を含める
かやましんぢんかくよこぼり 香山新田金沢台遺跡 (空港No.15遺跡)	15	金沢台遺跡		山武郡	芝山町	香山新田	金沢谷		地籍図	
ひとくさだ 甚部衛山西遺跡 (空港No.16遺跡)	16	館造遺跡		香取郡	多古町	ひとくさだ	甚兵衛山	454-14他	発掘届	
うまのりよこぼり 駒井野横谷津遺跡 (空港No.17遺跡)	17			成田市		駒井野	横谷津		地籍図	
てんなみ 天浪大里遺跡 (空港No.18遺跡)	18		大里遺跡 『分布地図(1)』	成田市		てんなみ	大里		分布地図	『三里塚』報告済

第2表 空港予定地内所在遺跡の新遺跡名称と遺跡名称の経緯(2)

新遺跡名称	遺跡No	旧遺跡名称 「新東京国際空港関係予定地内遺跡分布調査報告書」 1970.3	旧遺跡名称 「その他」	所在地					備考			
				郡市	町	大字	小字	番地		引用参考		
天浪浪丘遺跡(空港No19遺跡)	19	野馬込遺跡		成田市		天浪	浪丘		地籍図	『三里塚』報告済		
駒井野新田遺跡(空港No20遺跡)	20			成田市		駒井野	新田		地籍図			
駒井野新堀遺跡(空港No21遺跡)	21			成田市		駒井野	新堀		地籍図			
古込込前遺跡(空港No22遺跡)	22			成田市		古込	込前		地籍図	『三里塚』報告済		
東三里塚吉野台遺跡(空港No3・51・52遺跡)	51			成田市		東三里塚	吉野台		地籍図	No3遺跡に含める 『三里塚』報告済		
東三里塚吉野台遺跡(空港No3・51・52遺跡)	52			成田市		東三里塚	吉野台		地籍図	No3遺跡に含める 『三里塚』報告済		
古込遺跡(空港No14・55・56遺跡)	55			成田市		古込	古込		地籍図	No14遺跡に含める 『三里塚』		
古込遺跡(空港No14・55・56遺跡)	56			成田市		古込	古込		地籍図	No14遺跡に含める 『三里塚』報告済		
取香和田戸遺跡(空港No60遺跡)	60				取香製鉄遺跡 『研究紀要7』	成田市		取香	和田戸	711他	発掘届	『報告書VIII』報告済
取香和田戸遺跡(空港No60遺跡)	60					成田市		取香	和田戸	711他	発掘届	取香和田戸遺跡に含める 『研究紀要7』一部掲載
東峰御幸畑西遺跡(空港No61遺跡)	61		御幸畑製鉄遺跡 『研究紀要7』	成田市		東峰	御幸畑	89-1	発掘届			
東峰御幸畑西遺跡(空港No61遺跡)	61			成田市		東峰	御幸畑	89-1	発掘届	東峰御幸畑西遺跡に含める 『研究紀要7』一部掲載		
東峰御幸畑東遺跡(空港No62遺跡)	62			成田市		東峰	御幸畑	89-1	発掘届			
東峰西笠峰遺跡(空港No63遺跡)	63			成田市		東峰	西笠峰	25-2他	発掘届			
天神峰最上遺跡(空港No64遺跡)	64		最上遺跡 『分布地図(1)』	成田市		天神峰	最上	14-1他	発掘届			
天神峰奠之台遺跡(空港No65遺跡)	65			成田市		天神峰	奠之台	17他	地籍図			
十奈三稻荷峰東遺跡(空港No66遺跡)	66			成田市		十奈三	稻荷峰	151-29他	発掘届			
十奈三稻荷峰遺跡(空港No67遺跡)	67			成田市		十奈三	稻荷峰	151-262他	発掘届			
十奈三稻荷峰西遺跡(空港No68遺跡)	68			成田市		十奈三	稻荷峰	151-75他	発掘届			



第1図 空港関連遺跡分布図

1,000m 0 1,000 2,000 3,000
 (1/50,000)

在の空港予定地内の遺跡名称についても、新しく遺跡名称をつけるのであれば、「大字小字遺跡」と表記する方がいいのではないかと指摘があった。

千葉県文化財センターにおいても、成田市の遺跡名称のつけ方に則って大字小字名で遺跡名称をつけることが最も妥当かと思われる。

(5) 今後の遺跡名称の表記について

今後用いる新遺跡名称の一覧表は第1・2表のとおりであるが、その遺跡名称の表記方法については、下記の方法に基づいて行う。

① 新たにつける遺跡名称は、大字小字名に基づいて遺跡名称をつける。

② 遺跡名称の表記方法

【大字小字遺跡(空港No.* *遺跡)と表記する】

これまでに発掘調査報告書が一部刊行されていることから、研究学史を尊重し遺跡名称の経緯がわかるように()の中に遺跡番号を併記する必要がある。その場合、何の「No.* *遺跡」が端的に表現できる「空港」を併せ、「空港No.* *遺跡」と表記することが適当と思われる。

③ 空港予定地内と予定地外にまたがる遺跡名称について

空港予定地内と予定地外にまたがる遺跡の場合、例えば、空港予定地内に所在する遺跡範囲に対して「空港No.* *遺跡」と表記したとすれば、空港予定地外に所在する遺跡には予定地内とは異なる遺跡名称がつけられ、同一の遺跡でありながら二つの遺跡名称が用いられる可能性がある。あるいはまた、空港予定地外の遺跡までも含めて、空港予定地ではないにもかかわらず「空港No.* *遺跡」という遺跡名を用いなければならなくなる。

このような混乱を避ける意味からも、遺跡名称は大字小字名で表記し、遺跡名称の経緯がわかるように()の中に「空港No.* *遺跡」と表記する必要がある。

4. まとめ

『新東京国際空港埋蔵文化財調査報告書VII』において空港予定地内所在遺跡の遺跡名称を行ったが、今後の問題点と課題として以下のようなことがあげられる。

① 空港予定地内所在遺跡の新遺跡名称を当文化財

センターはもとより、広く一般の人にまで周知徹底することを図る必要がある。

② そのためには、継続的に新遺跡名称を用いて、遺跡名称を定着させる必要がある。

③ 大字小字に基づいて遺跡名称をつける有効性として、大字名で地域を限定し、小字名でその地域のどの地点かを示すことができる点があげられる。1,065haにもおよぶ広大な空港予定地内の敷地内の遺跡群の様相を浮き彫りにするためにも、遺跡番号で示した遺跡名よりも大字小字で示した遺跡名の方がより有効な認識方法であるということを実践で示す必要がある。その実践の第一歩として、空港予定内の遺跡群の長期整理計画は、大字でくられる地域単位ごとに順次報告書をまとめ、地域単位の比較検討を行うことによって空港予定内の全体像を把握する予定である。

④ 大字小字で示される地名は、歴史性・地域性・環境等を意味するものが多くみられる。遺跡名称をつけるにあたっては、できるだけ大字小字に則って行うことが望まれる。特に、空港予定地内のような大規模開発により旧地形や環境が一変してしまう地域においては必要なことであろう。

⑤ 遺跡名称が行政区画が異なることによって、同一遺跡でありながら遺跡名が重複する場合が非常に多く見受けられる。行政区画間において連絡を緊密にとることはもとより、遺跡名称の命名方法の検討を行う必要がある。

⑥ 遺跡名称の持つ意味を改めて考え直す必要がある。今回は、空港予定地内所在遺跡の遺跡名称について考え直した結果、遺跡名称を変更することが妥当であることになったが、千葉県内においては、まだまだ遺跡名の命名方法が系統だっているとは決していえない。また、今後も新規の遺跡も多く発見されることが予想される。遺跡名称の命名方法の整備が急務な段階にきているといえよう。この意味からも、空港予定地内所在遺跡の遺跡名を変更した経緯は参考になるのではないだろうか。